

栃木県豚熱ワクチン接種実施要領

制定 令和 7（2025）年 9 月 5 日 畜振第 146 号

第一章 総則

（目的）

第 1 本要領は、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 3 条の 2 第 1 項に基づく「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下「指針」という。）に規定された豚熱ワクチン接種並びに法第 50 条に基づく豚熱ワクチン使用許可に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 本要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

（1）知事認定獣医師

指針に規定された知事が認定する獣医師（獣医師の属する団体を含む）

（2）認定農場

指針に規定された知事が認定する農場

（3）飼養衛生管理基準

法第 12 条の 3 において規定された家畜の所有者が遵守すべき基準

（4）飼養衛生管理者

法第 12 条の 3 の 2 第 1 項に規定された飼養衛生管理者

（5）登録飼養衛生管理者

指針に規定された知事が登録する飼養衛生管理者

（6）家畜防疫員

法第 53 条第 3 項の規定により知事が任命した職員のうち獣医師であるもの

（7）免疫付与状況確認検査

指針に規定された豚熱ワクチン接種に係る抗体検査

（方針）

第 3 豚熱ワクチン（以下「ワクチン」という。）は、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序な使用は感染個体の存在を分かりにくくするなど、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や清浄性確認に支障を来すおそれがあるため、その使用については慎重に判断する必要がある。

2 知事は、野生いのししにおける豚熱感染が継続的に確認されるなど、飼養衛生管理の徹底のみでは県内の豚及びいのししを飼養する施設（以下「農場」という。）における感染防止が困難と判断される場合に、法に基づく予防的ワクチン接種を命ずるものとする。

3 知事は、前項の命令に基づき、次の各号の者にワクチン接種を行わせるものとする。

（1）家畜防疫員

（2）知事認定獣医師

（3）認定農場の登録飼養衛生管理者

4 県は、ワクチンを適正に保管し、数量の管理及び記録等を行うとともに、知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者がワクチンを使用する場合は、その保管等が適切に行われているか監督する。

第二章 知事認定獣医師

(認定基準)

第4 知事は、以下の要件を全て満たすと判断した獣医師に対し、認定を行うものとする。

- (1) 定期的に農場を巡回し、家畜防疫員と同等以上に適時にワクチン接種を行うことができること。
- (2) 県が行うワクチン接種講習会を受講し、ワクチン接種に必要な知識を取得していること。ただし、家畜防疫員としてワクチン接種を行ったことがある者は、同講習会を受講した者と同等の知識があるものとする。
- (3) 家畜保健衛生所と緊密に連携をとり、その指示に従うこと。
- (4) 県の免疫付与状況確認検査により感染を防御する抗体価が十分でないと判断された場合には、家畜保健衛生所が実施する原因究明のための調査に協力の上、その指示に従い追加接種を行うこと。
- (5) 自身がワクチン接種を行う農場及び、登録飼養衛生管理者がワクチン接種を行う認定農場に対し、飼養衛生管理基準を遵守するよう指導・助言を行うこと。
- (6) ワクチン接種に係る衛生管理を適切に実施すること。
- (7) 「家畜伝染病予防法」、「獣医師法」、「獣医療法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守すること。
- (8) 獣医師法第8条第2項各号に該当しないこと。

(知事認定獣医師の申請)

第5 認定を受けようとする獣医師は、「知事認定獣医師認定申請書」(別記様式1)に必要な事項を記入の上、以下の添付書類を添えて申請を行う。なお、書類の提出先は、県内の診療施設に勤務する獣医師は診療施設を管轄する家畜保健衛生所長、県外の診療施設勤務の獣医師は、ワクチン接種の契約を締結する農場を管轄する家畜保健衛生所長とする。

添付書類

- ・ 獣医師免許証の写し
- ・ 知事認定獣医師認定申請に係る誓約書(別記様式2)
- ・ ワクチン接種講習会の修了証明書の写しまたは家畜防疫員証の写し

(認定の審査)

第6 家畜保健衛生所長は、第5の申請を受理した場合は、第4の認定基準に基づき内容を審査し、適正と認める場合は認定する。

- 2 申請者が認定基準を満たしていないこと等により認定しない場合は、「知事認定獣医師不認定通知書」(別記様式3)により申請者へ通知する。

(認定証の交付)

第7 家畜保健衛生所長は、認定を受けた者に対し、「知事認定獣医師認定証」(別記様式4)を交付する。

- 2 知事認定獣医師は、第21により認定を取り消された場合、若しくは第19により認定を辞退する場合は、認定証を第5で申請書を提出した家畜保健衛生所長へ返却しなければならない。
- 3 認定証の交付を受けたものが、認定証の記載内容に変更を生じた場合又は認定証を

破り、よごし、又は失ったときは、「知事認定獣医師認定証書換え交付（再交付）申請書」（別記様式５）により認定証の書換え交付又は再交付を申請することができる。

- ４ 前項の申請を受けた家畜保健衛生所長は、変更内容等を確認したうえで書換え交付又は再交付するものとする。

第三章 登録飼養衛生管理者

（研修会）

第８ 県は、認定農場でワクチン接種を行う登録飼養衛生管理者のために必要な研修会を、指針別紙２「登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要綱」（以下「研修会実施要綱」という。）に基づき、開催する。なお、「イ 実地研修」については、知事認定獣医師へ協力を依頼することも可能とする。

（１）研修の種類は、以下とする。

- ア 基礎研修 研修会実施要綱に規定するワクチンの接種に必要な知識及び技術の習得
- イ 実地研修 研修会実施要綱に規定するワクチンの接種方法の実習を目的に、豚を飼養する農場にて実施

（２）研修会の受講申請

ア 研修会の受講を希望する飼養衛生管理者（法第１２条の３の２に規定）は、「栃木県登録飼養衛生管理者によるワクチン接種のための研修会受講申請書」（別記様式６－１）に必要事項を記入し、農場の所在地を管轄する家畜保健衛生所長に提出する。なお、他の都道府県で研修会実施要綱に基づく研修会修了証を交付されているものは、第８（１）イの研修を免除することができることとし、免除を希望する場合は、研修会終了証の写しを添付する。

イ 第８（１）イの研修については、研修会の受講を希望するものが自ら家畜防疫員又は知事認定獣医師に依頼し、受講する。同研修を実施した家畜防疫員又は知事認定獣医師は、その結果を「栃木県登録飼養衛生管理者によるワクチン接種のための研修会（実地研修）報告書」（別記様式６－２）に記載し、農場の所在地を管轄する家畜保健衛生所長に提出する。

（３）修了証の交付

ア 家畜保健衛生所長は、第８（１）ア及びイのいずれもが終了したことを確認した場合に、「栃木県登録飼養衛生管理者によるワクチン接種のための研修会修了証」（別記様式７）を交付する。

イ 修了証の書換え交付又は再交付

修了証の交付を受けたものが、修了証の記載内容に変更を生じた場合又は修了証を破り、よごし、又は失ったときは、「登録飼養衛生管理者のための研修会修了証書換え（再交付）申請書」（別記様式８）により修了証の書換え交付又は再交付を申請することができるものとする。

ウ イの申請を受けた家畜保健衛生所長は、変更内容や研修会受講履歴等を確認したうえで書換え交付、再交付するものとする。

（４）登録後のフォローアップ研修

登録飼養衛生管理者が毎年受講することとなる、研修会実施要綱に規定されたフォローアップ研修は、オンライン研修又は資料の配布により実施する。なお、家畜保健衛生所長は、理解度及び習熟度に問題があると認める登録飼養衛生管理

者に対しては、家畜防疫員による対面での研修を受講させることとする。なお、フォローアップ研修を受講した登録飼養衛生管理者は、「登録飼養衛生管理者のためのフォローアップ研修会受講報告書」（別記様式 9）により、農場の所在地を管轄する家畜保健衛生所長に受講報告を行う。

（登録申請）

第 9 家畜保健衛生所に備え付けている県登録飼養衛生管理者名簿（以下「名簿」とする。）に登録を希望する者は、「栃木県登録飼養衛生管理者名簿への登録申請書」（別記様式 10）に必要事項を記入の上、「豚熱ワクチン接種のための登録飼養衛生管理者名簿登録申請に係る誓約書」（別記様式 11）による誓約書を添付し、農場の所在地を管轄する家畜保健衛生所長に提出する。

（登録の審査、名簿への登録）

第 10 家畜保健衛生所長は、第 9 の申請書を受理した場合は、申請書の記載事項の審査を行う。審査の結果、以下の要件を満たすと判断したものを、県登録飼養衛生管理者名簿へ登録する。

ア 農場の飼養衛生管理者であること。

イ 第 8（3）による「登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会修了証」を交付されていること。

ウ 家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れること。また、その指示及び指導に従うことができること。

2 申請者が要件を満たしていないこと等により登録しない場合は、「栃木県登録飼養衛生管理者名簿への不登録通知書」（別記様式 12）により申請者へ通知する。

第四章 認定農場

（認定基準）

第 11 知事は、以下の要件を全て満たすと判断した農場に対し、認定を行うものとする。

- （1）飼養衛生管理基準を遵守している。又は、遵守に向けた体制が整っていること。
但し、飼養衛生管理基準のうち県が指定する項目がすべて遵守されていること。
- （2）家畜保健衛生所と緊密に連携をとりその指示に従うこと。
- （3）家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うこと。
- （4）ワクチンの適時適切な接種及び厳格な管理に係る作業手順書を作成し、指針に基づく認定農場及び登録飼養衛生管理者が満たすべき要件等を遵守する体制となっていること。
- （5）農場の認定基準及び防疫指針に従い接種していることを確認するために家畜保健衛生所が実施する立入検査、知事認定獣医師が実施する接種指示及び飼養衛生管理基準遵守状況の確認に協力すること。
- （6）「家畜伝染病予防法」、「獣医師法」、「獣医療法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守すること。

(認定農場の申請)

第 12 認定を受けようとする農場で飼養されている家畜の所有者（家畜の所有者と農場の所有者が異なる場合は、農場の所有者も可能とする。）（以下「家畜の所有者等」という。）は、「栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定申請書」（別記様式 13）に必要事項を記入の上、以下の書類を添えて、農場を管轄する家畜保健衛生所へ申請を行う。

添付書類

- ・栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定申請に係る誓約書（別記様式 14）
- ・指針に基づくワクチンの適時適切な接種及び厳格な管理に係る作業手順書

(認定の審査)

第 13 家畜保健衛生所長は、第 12 の申請を受理した場合は、第 11 の認定基準に基づき内容を審査し、適正と認める場合は認定する。

- 2 申請者が認定基準を満たしていないこと等により認定しない場合は、「栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定不認定通知書」（別記様式 15）により、申請者へ通知する。

(認定証の交付)

第 14 家畜保健衛生所長は、認定を受けた農場に対し、「栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定証」（別記様式 16）を交付する。

- 2 認定農場は、第 21 により認定を取り消された場合若しくは第 19 により認定を辞退する場合は、認定証を、農場を管轄する家畜保健衛生所長へ返却しなければならない。
- 3 認定証の交付を受けた農場が、認定証の記載内容に変更を生じた場合又は認定証を汚損したときは、「栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定証書換え交付（再交付）申請書」（別記様式 17）により認定証の書換え交付又は再交付を申請することができる。
- 4 前号の申請を受けた家畜保健衛生所長は、変更内容等を確認したうえで書換え交付、又は再交付するものとする。

第五章 ワクチン使用許可

(ワクチン使用許可の要件)

第 15 家畜保健衛生所長は、以下の要件を満たすと判断した知事認定獣医師に対してワクチンの使用及び認定農場の登録飼養衛生管理者へのワクチン使用の指示、又は認定農場の登録飼養衛生管理者に対しては家畜防疫員及び知事認定獣医師からの指示に基づくワクチンの使用を許可するものとする。

- (1) ワクチン接種を行う知事認定獣医師に関しては、以下の条件を遵守できること。

- ア 第 18 による「豚熱ワクチン使用許可証」に記載された接種対象農場以外での接種を行わないこと。
- イ ワクチン接種に係る役務の提供の対価を農場に対して説明すること。
- ウ 配分されたワクチンについては、使用するまで適切な温度で冷蔵保管すること。

- エ ワクチン接種月の前月末日までに、「豚熱ワクチン月間使用計画書」（別記様式 18）を、ワクチン接種契約を結ぶ農場を管轄する家畜保健衛生所長へ提出し、計画に従い接種すること。なお、接種の実施期間は原則として 1 か月を超えない期間とする。
 - オ ワクチン接種は、当該ワクチンの用法・用量及び使用上の注意に従い使用すること。繁殖豚、種雄豚（候補豚を含む。）等 6 か月以上飼養する豚等については、初回接種から 6 か月後に補強接種を行い、補強接種後は 1 年ごとに接種を行うこととするが、同じ個体への接種は、原則、最大 4 回とすること。
 - カ ワクチン接種後は、ワクチン接種豚等にマーキングするとともに、当該豚等を農場外へ移動する際の標識は、指針に基づき実施すること。
 - キ 空き瓶は、破損した瓶も含めてすべて消毒を確実に行ったのちに、自ら家畜保健衛生所長へ返却すること。
 - ク ワクチン接種の実施状況について、「豚熱ワクチン使用状況報告書」（別記様式 19）により、ワクチン接種を行った翌月 5 日までに農場を管轄する家畜保健衛生所長に報告するとともに、法第 52 条（報告徴求）に基づく報告を家畜保健衛生所長から求められた際は、速やかに報告すること。
 - ケ 追加接種は、家畜保健衛生所長が行う免疫付与状況確認検査の結果、家畜保健衛生所長が必要と認めた場合のみ実施すること。
- (2) 第 22 による豚熱ワクチン接種票の交付を行う知事認定獣医師に関しては、以下の条件を遵守できること。
- ア 診察を行った上で、「豚熱ワクチン接種票」（別記様式 20）（以下「接種票」という。）を交付するとともに、農場を管轄する家畜保健衛生所長にその写しを提出すること。なお、接種の実施期間は原則として 1 か月を超えない期間とし、接種票を交付された登録飼養衛生管理者は、豚熱ワクチン月間使用計画書による使用計画の提出は要しない。
 - イ 豚熱ワクチン使用許可証に記載された対象農場以外に接種票の交付を行わないこと。
 - ウ 接種票の交付先の農場において飼養衛生管理の指導を適切に実施するとともに、接種票に従って登録飼養衛生管理者が適切にワクチン接種を実施していること、及び認定農場のワクチン管理体制に係る要件の遵守状況を確認すること。
 - エ 登録飼養衛生管理者が指示に違反したとき又は認定農場が要件に違反したことを把握した時は、農場を管轄する家畜保健衛生所長に報告すること。
 - オ 接種票を交付した農場に配分されるワクチンについて、農場が記載した「豚熱ワクチン使用記録簿」（参考様式 1）により適切に管理が行われていることを確認し、必要に応じて指導すること。なお、指導を行った場合は家畜保健衛生所長に報告すること。
 - カ 追加接種は、家畜保健衛生所長が行う免疫付与状況確認検査の結果、家畜保健衛生所長が必要と認めた場合のみ実施するため、家畜保健衛生所長の指示があるときのみ追加接種に係る接種票を交付すること。
- (3) 認定農場の登録飼養衛生管理者に関しては、以下の条件を遵守できること。

- ア 認定農場においてワクチン接種を行う者が、登録飼養衛生管理者に限られていること。
- イ 家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示に従い、接種を実施すること。
- ウ 作業手順書に従うこと。
- エ 豚熱ワクチン使用許可証に記載された接種対象農場以外での接種を行わないこと。
- オ 県から配分されたワクチンを、自農場の登録飼養衛生管理者以外に譲渡又は引渡しをしないこと。
- カ 配分されたワクチンについては、使用するまで適切な温度で冷蔵保管すること。
- キ ワクチンの管理を適切に実施し、ワクチン接種に記載されている量に破損分を加味した以上の量を農場に保管しないこと。
- ク 接種票で指示されたワクチン接種の実施期間を遵守し、接種票に記載された接種計画に基づき、接種すること。
- ケ ワクチン接種後は、ワクチン接種豚等にマーキングするとともに、当該豚等を農場外へ移動する際の標識は、指針に基づき実施すること。
- コ ワクチン接種は、当該ワクチンの用法・用量及び使用上の注意に従い使用すること。繁殖豚、種雄豚（候補豚を含む。）等6か月以上飼養する豚等については、初回接種から6か月後に補強接種を行い、補強接種後は1年ごとに接種を行うこととするが、同じ個体への接種は、原則、最大4回とすること。
- サ 空き瓶は、破損した瓶も含めてすべて、消毒を確実に行ったのちに、家畜防疫員又は知事認定獣医師を介して家畜保健衛生所長へ返却すること。
- シ ワクチン接種の実施状況について、「豚熱ワクチン使用状況報告書」（別記様式 19）により、ワクチン接種を行った翌月5日までに農場を管轄する家畜保健衛生所長に報告するとともに、法第52条（報告徴求）に基づく報告を家畜保健衛生所長から求められた際は、速やかに報告すること。
- ス ワクチンの管理に関し、「豚熱ワクチン使用記録簿」（参考様式 1）に出納状況を記録し、家畜防疫員又は知事認定獣医師の確認を受けること。
- セ 追加接種は、家畜保健衛生所長が行う免疫付与状況確認検査の結果、家畜保健衛生所長が認めた場合で、家畜防疫員又は知事認定獣医師から接種票の交付を受けた場合のみ実施すること。

（ワクチン使用許可の申請）

第16 許可を受けようとする者は、「豚熱ワクチン使用許可申請書」（別記様式 21）に必要な事項を記入の上、以下の添付書類を添えて申請を行う。

なお、書類の提出先は、診療施設の管理者が申請を行う場合は、県内の診療施設については管轄する家畜保健衛生所長、県外の診療施設についてはワクチン接種契約を結ぶ農場を管轄する家畜保健衛生所長とし、認定農場の家畜の所有者等が申請を行う場合は、農場を管轄する家畜保健衛生所長とする。

添付書類

- ・豚熱ワクチン使用許可申請に係る誓約書（別記様式 22）
- ・豚熱ワクチン年間接種計画書（別記様式 23、農場ごとに作成）

2 前項で提出した豚熱ワクチン年間接種計画書で計画した期間以降も継続してワク

チンの使用を希望する場合は、前号に規定する家畜保健衛生所長に「豚熱ワクチン年間接種計画書」（別記様式 23）を、毎年 9 月末までに、前項に規定する家畜保健衛生所長に提出する。

（ワクチン使用許可の審査）

第 17 家畜保健衛生所長は、第 16 第 1 項の申請を受理した場合は、第 15 の認定基準に基づき内容を審査し、適正と認める場合は許可する。

2 申請者が認定基準を満たしていないこと等により認定しない場合は、「豚熱ワクチン使用不許可通知書」（別記様式 24）により申請者へ通知する。

（ワクチン使用許可証の交付）

第 18 家畜保健衛生所長は、許可を受けた者に対し「豚熱ワクチン使用許可証」（別記様式 25）（以下「許可証」という。）を交付する。

2 許可を受けた者は、第 21 により許可を取り消された場合、若しくは第 19 により許可を辞退する場合は、許可証を、申請書を提出した家畜保健衛生所長へ返却するものとする。

3 許可を受けた者が、許可証の記載内容に変更を生じた場合又は許可証を棄損又は失ったときは、「豚熱ワクチン使用許可証書換え交付（再交付）申請書」（別記様式 26）により許可証の書換え交付又は再交付を申請することができるものとする。

4 前項の申請を受けた家畜保健衛生所長は、変更内容等を確認したうえで、許可証を書換え交付又は再交付するものとする。

第六章 認定等の取消・変更等

（認定等の辞退・休止・再開）

第 19 第 6 に規定する知事認定獣医師の認定、第 10 に規定する飼養衛生管理者の登録及び第 13 に規定する農場の認定及び第 17 に規定するワクチン使用の許可（以下「認定等」という。）を辞退、休止又は再開しようとするときは、「豚熱ワクチン接種に係る認定等辞退（休止・再開）届」（別記様式 27）を、第 5、9、12 及び 16 による申請を行った家畜保健衛生所長に提出するものとする。なお、辞退する場合は、認定証、修了証又は許可証を添付するものとする。

（認定等の変更）

第 20 第 18 により豚熱ワクチン使用許可証の交付を受けた者が、認定等に係る以下の事項の変更を要望する場合には、あらかじめ「豚熱ワクチン接種に係る認定等変更許可申請書」（別記様式 28）により申請を行う。申請を受けた家畜保健衛生所長は、第 16 第 1 項に準じて扱うものとする。なお、変更事項を明らかにする書類を添付することとする。

（1）以下に定めるワクチン接種を行う知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者の変更

ア ワクチン接種農場の追加

イ 知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者数の減少

ウ ワクチン接種頭数の大幅な変更

（2）（1）に定めるもの以外の、家畜保健衛生所長が必要と認める事項

2 前項以外の認定等に係る変更は、変更後 30 日以内に、「豚熱ワクチン接種に係る認

定等変更届」(別記様式 29)により、申請した家畜保健衛生所長へ届け出る。なお、変更事項を明らかにする書類を添付することとする。

- 3 第 19 並びに前項に基づく申請及び届出を受けた家畜保健衛生所長は、内容等を確認した上で受理するものとする。

(認定等の取消)

第 21 家畜保健衛生所長は、知事認定獣医師、登録飼養衛生管理者又は認定農場が次の各号のいずれかに該当する場合、認定等を取り消すことができる。

- (1) 第 4、第 10 又は第 11 に規定する要件を満たさなくなったとき
 - (2) 第 15 に規定する使用許可の要件を満たさなくなったとき
 - (3) 第 16 第 2 項に規定する年間接種計画書を提出しなかったとき
 - (4) 認定等を受けた者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたことが確認されたとき
 - (5) 偽りその他不正の手段により認定等を受けたこと、虚偽の報告を行ったことが判明したとき
 - (6) 第 8 (4) に規定するフォローアップ研修を前年度中に受講しなかったとき
 - (7) その他、認定等を取り消すべきと家畜保健衛生所長が判断したとき
- 2 前項について、知事認定獣医師及びその所属する診療施設による場合は、当該知事認定獣医師及び診療施設に係る全ての認定並びに許可を対象とするとともに、登録飼養衛生管理者及びその所属する認定農場による場合は、当該登録飼養衛生管理者及び認定農場に係る全ての登録、認定並びに許可を対象とする。なお、当該登録飼養衛生管理者並びに認定農場を監督・指導すべき知事認定獣医師についても取消しの対象とすることができることとし、フォローアップ研修未受講の場合は、当該登録飼養衛生管理者の登録のみを取消しの対象とする。
- 3 家畜保健衛生所長は、関係法令に違反するものと判断されるときは、罰則の対象となる恐れがあることに留意し、厳格に対応する。要件違反が軽微な場合は指導を行い、当該指導の内容については、原則、書面により通知することとする。
- 4 当該農場が前項の指導に従わない場合には、当該認定等を取り消すこととし、1 年間は再度の認定等を行わないこととする。

第七章 その他

(接種票の交付)

第 22 家畜防疫員又は知事認定獣医師が、登録飼養衛生管理者にワクチン接種の指示を行う場合は、以下について確認・報告等を行った上で、「豚熱ワクチン接種票」(別記様式 20)を交付する。

- (1) 当該農場の飼養豚の状況について、獣医師法第 18 条に準じて診察を行う。
- (2) 対象農場における以下の事項を確認し、その結果を「豚熱ワクチン管理状況及び飼養衛生管理基準遵守状況等報告書」(別記様式 30)により、前月の状況を毎月 10 日までに、農場を管轄する家畜保健衛生所長へ報告する。
 - ア 飼養衛生管理基準遵守状況
 - イ ワクチン管理状況
 - ウ 当該農場及び登録飼養衛生管理者の要件、指示の遵守状況
 - エ その他、家畜保健衛生所長が必要と認める事項
- (3) 知事認定獣医師は、接種票を交付した農場を管轄する家畜保健衛生所長からワ

クチンの配分を受けるとともに、当該接種票を交付した農場で使用したワクチンの空き瓶を回収し、家畜保健衛生所長へ返却する。

(監督・指導)

第 23 家畜保健衛生所長は、知事認定獣医師によるワクチン接種を行っている農場及び知事認定獣医師に関する認定等の遵守状況を確認するため、以下を行う。なお、必要に応じて法第 52 条に基づく報告を求めるとともに、各結果は、別に定める方法により畜産振興課長へ報告することとする。

- (1) ワクチン接種計画、接種実績及びワクチン使用数量に関する毎月の突合実施
- (2) 当該農場に対する、少なくとも年 1 回の立入検査
- (3) 知事認定獣医師及び診療施設に対し、許可要件に係る事項の変更の有無や遵守状況に関する年 1 回以上の確認
- (4) 必要に応じた、獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）の規定に基づく立入検査時における確認

2 家畜保健衛生所長は、登録飼養衛生管理者によるワクチン接種を行っている認定農場及び登録飼養衛生管理者における登録要件等の遵守状況を確認するため、以下を行う。なお、必要に応じて法第 52 条に基づく報告を求めるとともに、各結果は、別に定める方法により畜産振興課長へ報告することとする。

- (1) ワクチン接種計画、接種実績及びワクチン使用数量を毎月突合すること。
- (2) 認定農場に対し、少なくとも年 1 回は立入検査を実施すること。その際、認定農場や登録飼養衛生管理者の、認定及び許可要件に係る事項の変更の有無や遵守意向の確認について、状況確認を行うこと。
- (3) 少なくとも年 1 回は免疫付与状況確認検査を実施すること。

3 家畜保健衛生所長は、獣医療法第 8 条に基づき、この法律の施行に必要な限度において、知事認定獣医師又は知事認定獣医師が所属する飼育動物診療施設の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命ずることができるものとする。また、飼育動物診療施設に立ち入り、その構造設備及び業務の状況並びに帳簿、書類その他の物件を検査することができるものとする。

4 家畜保健衛生所長は、法第 51 条に基づき、家畜の伝染性疾病を予防するために必要があるときは、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者がワクチン接種を実施する農場に立ち入り、豚等その他の物を検査し、関係者に質問し、又は検査のために必要な限度において、家畜の血液等を採取し、又は豚等の死体その他の物を収集することができるものとする。

(手数料の納付)

第 24 家畜の所有者等は、栃木県手数料条例（栃木県条例第 1 号）に基づき、以下の手続きにより各手数料を、農場を管轄する家畜保健衛生所へ納付することとする。

- (1) 家畜防疫員へワクチン接種を依頼する場合は、「監視伝染病注射申請書」（別記様式 31）により、豚熱ワクチン接種手数料を納付すること。
- (2) 家畜防疫員へ接種票の交付を依頼する場合は、栃木県家畜保健衛生所手数料規則（栃木県規則第 82 号）に基づき申請し、初診料、往診料及び豚熱ワクチン接種票の交付に係る文書料を納付すること。
- (3) 知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者がワクチンを接種する場合は、「監視伝染病予防注射に係る申請書」（別記様式 32）により、ワクチン管理手数料を納付

すること。なお、申請時には、1 か月を超えない期間の接種予定頭数を、あらかじめ申請し、申請の期間が終了した場合又は当該期間の最終接種日が終了した場合に、当該期間の接種状況が記載されている「豚熱ワクチン使用状況報告書」（別記様式 19）の写しを、農場を管轄する家畜保健衛生所へ提出することで、必要な頭数を確定することとする。

（その他）

第 25 この要領に定める事項のほか必要な事項は、県が別に定める。

附 則

（施行期日）

第 1 この要領は、令和 7（2025）年 9 月 5 日から施行する。

（廃止要領）

第 2 「栃木県知事認定獣医師認定要領」（制定 令和 3（2021）年 10 月 20 日 畜振第 635 号、令和 5（2023）年 3 月 13 日 一部改正）、「栃木県登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要領」（制定 令和 5（2023）年 2 月 17 日 畜振第 1075 号）、「栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定要領」（制定 令和 5（2023）年 3 月 13 日 畜振第 1188 号）及び「知事認定獣医師及び認定農場の登録飼養衛生管理者に係る豚熱ワクチン使用許可要領」（制定 令和 5（2023）年 3 月 14 日 畜振第 1190 号、令和 5（2023）年 3 月 30 日 一部改正）は、本要領の施行をもって廃止とする。

（移行期間）

第 3 第 24 に規定する手数料の納付については、令和 7 年 9 月 5 日から令和 7 年 10 月 31 日までを移行期間とし、この期間中は従前の方法に基づく手数料の納付も認める。